

嘉手納基地所属 F - 1 5 戦闘機の飛行再開に対する抗議決議

1 1 月 2 日に米国ミズーリ州で、同州兵部隊所属の F - 1 5 戦闘機が戦闘訓練中に空中分解し、墜落する事故を受けて、1 1 月 4 日から飛行を停止していた嘉手納基地所属の F - 1 5 戦闘機が 1 1 月 2 6 日午前から飛行を再開した。

米軍は、墜落事故の原因が明らかにされてない中、空軍全体へ通達された整備指導要領に基づき、広範囲、かつ、入念な点検を行い、1 機につき 1 5 時間以上の時間を費やし、飛行再開を行なったとのことである。しかし、同機は米本国においてこの半年間で今回を含め 4 件の墜落事故を起こし、飛行再開後は 1 機が緊急着陸、1 機が着陸後にトラブルが発生し、機体のチェックを受けた。また、1 1 月 2 8 日には更なる点検が必要になり飛行停止の措置がとられた。

そのような中で今回の点検そのものが無意味で、決して安全性が保証されたものとはいえない。

本町議会は、ことあるごとに欠陥が指摘されている F - 1 5 戦闘機の即時撤去を求めてきたところであるが、事故原因が公表されない中での飛行再開は、到底容認できるものではなく、嘉手納基地周辺住民は強い憤りを禁じえない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を速やかに公表すること。
- 2 老朽化、欠陥機と指摘されている F - 1 5 戦闘機を即時撤去すること。
- 3 嘉手納基地での負担軽減を速やかに実施すること。

以上、決議する。

2 0 0 7 年 1 2 月 3 日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第 1 8 航空団司令官